

子どもはぐくみ医療費助成・重度心身障害者等医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成の受給者証をお持ちの方へ

健康保険証に変更があった場合は変更届が必要です

健康保険証の記載内容に変更があった場合、それぞれの助成制度の利用において変更届が必要です。下記のとおり手続きに必要な物をご持参のうえ、市保険年金課 医療・年金担当（市役所1階④番窓口）にて申請してください。

※手続きを代理でされる場合、代理の方の身分証明書が必要です。詳しくはお問い合わせください。

子どもはぐくみ医療費助成	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	子どもの健康保険証の記号番号が変わったり、被保険者が変わって、新しい健康保険証が交付されたとき	子どもの健康保険証・受給者証・はんこ・子どもと被保険者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書（運転免許証など）

※被保険者が変更された場合、所得課税証明書が必要となるときがあります。

重度心身障害者等医療費助成	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	加入している健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証・はんこ・受給者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書（運転免許証など）
新しく手帳が交付されたとき（障がいの程度や等級の変更がない場合を含む）		

ひとり親家庭等医療費助成	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	受給者（父母など）および受給対象者の健康保険証・受給者証・はんこ・受給者（父母など）および受給対象者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書（運転免許証など）

【お問い合わせ・申請先】 市保険年金課 医療・年金担当（市役所1階④番窓口）
☎32・4120 / FAX 35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

3月は「自殺対策強化月間」です

悩みがあれば一人で抱え込まず、まずは下記専門の相談機関にご相談ください。

■ なんとなく心や体が不調なとき

- 徳島県精神保健福祉センター
☎088-602-8911
- 徳島県東部保健福祉局（徳島保健所）
☎088-602-8905

■ 暴力や嫌がらせ、恋人の悩みのとき

- 女性の悩み110番
☎088-623-8110（中央）
- 徳島県子ども女性相談センター
☎088-652-5503（中央）
- 性暴力被害者支援センター
よりそいの樹とくしま
☎088-623-5111（中央）

■ 電子メールによる相談

- NPO法人アプローチ会
<http://www.afls.jp/>
※ホームページで相談フォームに入力

■ SNS等による相談

- 民間団体
（厚生労働省補助事業で採択を受けた団体）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni-tsuite/bunya/0000199724.html>



■ 心の悩み相談

- いのちの希望（旧徳島いのちの電話）
☎088-623-0444
- 24時間子供SOSダイヤル
☎0120-0-78310
- チャイルドライン
☎0120-99-7777
- よりそいホットライン
☎0120-279-338

■ その他の問題でお悩みのとき

- 「ひとりで悩まないでSOSダイヤル」リーフレット
（県内の各種相談窓口一覧）掲載ページ
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippan/nokata/kenko/kenko/5012744>



詳しくは、市保健センターまで
（ミリカホール内）☎32・3551 /
FAX 32・4145
Mail:hokencenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp